

横浜市監査委員公表第3号

住民監査請求に係る監査結果の公表
(行政回収した古紙の売却に関するもの)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成18年9月11日

横浜市監査委員	布 施 勉
同	須須木 永 一
同	相 川 光 正
同	石 井 睦 美

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。ただし、資源循環局に対し意見を付します。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成18年7月12日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成18年8月24日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、事前に追加証拠を提出した上で、陳述を行いました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、資源循環局職員が立ち会いました。

4 請求の要旨

資源循環局は、市が平成17年4月から平成18年3月末までに回収した古紙に対し、売却先である古紙回収業者に、約3,063万円の請求漏れを行っている。

本件は、この請求漏れを対象行為とするものである。

横浜市では、平成22年度のごみ排出量を平成13年度に対し30%減らすという目標をたて、市民・事業者と一緒にごみの減量・リサイクルをすすめ、循環型社会の形成をめざす「環境行動都市の創造」に取り組んでいる。

資源循環局では、平成17年度よりゴミ削減のため市民に対し、10分別15品目に分けて回収することとしている。古紙に関しては、横浜市が回収したものをストックヤードに保管し、リサイクル業者に売却することとなっている。

資源物（古紙）売払契約約款によると、「横浜市の指示により計量した方法で行うものとし、買受人は計量証明書を本市に提出し、この計量結果をもって引取数量とする」とある。

しかし、平成17年度において、市民が分別し、横浜市が回収した古紙の総量は58,641トンであるにもかかわらず、リサイクル業者に売却請求した総量は52,938トンと約5,703トンの請求漏れがある。

これは、市が回収業者に売り払う際に、計量を行わず、業者の自己申告に任せていたことが原因である。また、二業者は、平成17年10月以降、市に提出する決まりになっている計量伝票を提出していない。

即ち資源循環局では、収集量と売払量の照合作業を怠っており、ずさんな管理体制と言わざるを得ない。

これらのことから、資源循環局は、地方公務員法第30条に記されている、公共の利益のために勤務することに違反している。

古紙の落札価格を年間平均の5円37銭で計算すると、請求漏れの5,703トン分は約3,063万円となる。よって横浜市は少なく見積もっても3,063万円の損害をこうむったこととなる。

早急に担当職員が、虚偽の申告をした回収業者に対して、正しい売却価格を提示し、売却益を回収する。もし、回収できなかった場合は、関係担当職員ならびに、各責任者への適切なる処分を求める。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成18年8月24日に資源循環局職員から陳述を聴取しました。その際、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

本市は古紙売払いに当たっては、収集量ではなく、買受人が、計量法に基づく検定済みの計量器により計量した数量に基づき、売却代金を請求しております。

本市が回収した古紙については、市内13か所の一時保管場所（ストックヤード）に搬入、保管し、本市と資源物売払契約を締結した買受人に引き渡します。

売払量については、買受人が、計量法に基づく検定済みの計量器により古紙を計量し、計量時に発行される伝票（計量証明書）を本市に提出し、この計量結果をもって引取数量（売払量）としています。

古紙の収集量については、収集事務所ごとの収集量を把握するために集計を行っており、ストックヤード別の集計は行っておりませんでした。

計量については、各ストックヤードに設置した計量器によって行っていますが、ストックヤードの形態により計量機器が異なっており、計量検定済みの計量器を使

用した所もありますが、簡易型計量器あるいは旧施設の未検定の計量器で対応した所もありました。また、目視によって量を算定したケースもあり、正確なものとはなっておりませんでした。

従いまして、収集量との差をもって請求漏れということとはできないものと考えています。

なお、この集計方法によれば平成17年度に分別収集により集積場所から回収した古紙は58,641トン、この他「資源回収ボックス」等で回収した古紙は2,507トン、合計で61,148トンとなります。

また、平成17年度に売り払った古紙の量は、52,998トンです。

古紙の売払いに関しては、古紙問屋が古紙を買い受ける際には、自社施設の計量器（計量法に基づく検定済みの計量器）により計量し、重量を確認のうえ売買取引を行っており、本市も古紙問屋の計量によるものとしたものです。

また、買受人が古紙問屋へ運搬する際には、他所の古紙との混載禁止を契約上義務付けており、売払代金の請求においては、買受人から提出される伝票（計量証明書）をチェックし、数量を確定することとしています。

買受人からの伝票（計量証明書）の提出状況については、平成17年度の提出期限内に提出されなかったものが6事業者あり、催告した結果、5事業者から提出されています。現在、1事業者の一部（平成17年5月、6月及び8月、9月の各1ストックヤード分）が未提出であり、督促を行っております。

本市収集量の計量については、簡易型計量器等で対応した所や、目視によって量を算定したケースもあり、正確なものとなっておりませんでした。

収集量については、収集事務所ごとの収集量を把握するために行っており、ストックヤード別の集計は行っておらず、売払量との照合は行っておりませんでした。

売払代金の請求事務においては、本来、買受人から提出される伝票（計量証明書）をチェックし、数量を確定したうえで、請求することになっておりますが、これを行わず、また、伝票（計量証明書）の提出を確認せずに、毎月の報告書の合計数量によって売払代金の請求を行っておりました。

適切な事務処理が行われていなかったことにつきまして、お詫び申し上げます。

今回、ストックヤードごとの搬入量を推計し、売払量と比較したところ、著しい差のある買受人がありましたので、この買受人が搬入した古紙問屋のデータと買受

人から提出された引取報告書とを照合いたしました。

この結果、報告量が過少である虚偽の申告であることが判明いたしましたので、平成18年7月27日、神奈川県警に対し、当該買受人を告訴いたしました。

現段階で判明している過少申告量は古紙2,828トン、損害額は約2,336万円ですが、今後、刑事事件として事実が確定した後、本市の損害について賠償請求を行う考えであります。

また、告訴後も引き続き調査を行いました。まず、平成17年度分の全件について、伝票（計量証明書）と売払量の照合を行いました。告訴した買受人以外は数字は一致しており問題ありませんでした。

さらに、買受人が搬入した古紙問屋のデータと買受人からの引取報告書の照合を、告訴した買受人以外についても行いましたが、これも数字は一致しており、問題は認められませんでした。

告訴した買受人については、警察の捜査と並行して、引き続き調査を行ってまいります。

なお、ストックヤードからの古紙の搬出につきましては、13ストックヤード全てに、計量法に基づく検定済みの計量器を整備するとともに、本年7月からは各ストックヤードに職員を配置し、買受人立会いのもと、本市による計量を実施しており、買受人から提出される伝票（計量証明書）とを複数の職員のダブルチェックにより照合を行い、正確な売払量となる方法に改善いたしました。

今後、本市ストックヤードからの搬出時に行う本市の計量結果をもって売払量とすべく事務を進めております。

第4 監査対象事項の決定

平成17年度に売却した古紙の請求事務において、請求漏れがあるかどうか、請求漏れが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかを監査対象としました。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

1 横浜市の古紙回収事業の概要

（1）分別収集品目拡大について

横浜市では、循環型社会の実現に向け、平成22年度における全市のごみ排出量を平成13年度に対して30パーセント削減するという「横浜G30プラン」を策定し、市民・事業者と協働して、ごみの減量・リサイクルを推進しており、平成17年4月からは、市内全域で家庭ごみの分別収集品目を拡大し、従来の5分別7品目から10分別15品目の分別収集を実施している。

分別収集品目（平成17年4月実施）

- (1) 家庭ごみ（燃やすごみ） (2) スプレー缶 (3) 燃えないごみ (4) 使用済み乾電池 (5) 缶・びん・ペットボトル (6) 小さな金属類 (7) プラスチック製容器包装 (8) 古紙（新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック） (9) 古布 (10) 粗大ごみ

(2) 平成17年度古紙の売払いについて

ア 対象物

新聞、雑誌、その他の紙、段ボール、紙パック

イ 回収した古紙の搬入先

本市が設置した市内13か所の一時保管場所（ストックヤード）

ウ 買受人の決定方法

指名競争入札により、ストックヤードごとに買受人を決定する。

エ 売払契約の概要

- ・売払方法 単価契約（平成17年4月～9月は、古紙品目別の単価、平成17年10月～平成18年3月は、古紙全体で単一の単価）
- ・契約期間 3か月
- ・引渡方法 本市の指定するストックヤードでの引渡し
- ・売払量 買受人が、計量法に基づく検定済みの計量器により計量を行う。
品目別、ストックヤード別に計量を行い、計量時に発行される伝票（計量証明書）と、その月の量を集計した引取報告書とを本市に提出し、本市と買受人双方が確認し売払量とする。なお、他のストックヤード等から回収したものの混載は禁止する。
- ・引取後の処理 引取った資源物を適正にリサイクルし、それ以外の用に供してはならない。

- ・納入方法 平成17年4月から12月までの契約、3か月分一括納入
平成18年1月から3月までの契約、1か月ごとの分割納入

2 平成17年度古紙売払契約における引取報告書と計量証明書の合計の一致状況

契約期間 ヤード名	4～6月	7～9月	10～12月	平成18年 1～3月
鶴見				
神奈川				
中				
港南(港南資源回収 センターを含む。)				
保土ヶ谷				
磯子				
金沢				
港北				
長坂谷				
都筑				
戸塚				
栄				
神明台				

は、市が刑事告訴した買受人と契約している期間。

は、計量証明書の不備等が見受けられる期間。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 請求漏れ等について

市と買受人が交わす資源物売払契約書等によると、回収した古紙の売却の事務は、契約約款第4条において「計量は、計量法に基づく検定済みの計量器により、甲（売払人横浜市）の指示により計量した方法で行うものとし、乙（買受人）は計量証明書を本市に提出し、この計量結果をもって引取数量とする」こととなっており、また、数量の確定は、同第7条において「月末締め切りとし、計量証明書を甲乙確

認し確定するものとする。」となっています。さらに仕様書によると、買受人は1か月ごとに、ヤード別・品目別の搬入量を集計し、翌月所定の日までに指定の引取報告書にて本市に報告することとなっています。

資源循環局の担当者は、この引取報告書による報告に基づいて、買受代金等の決裁を経て、各買受人に納入通知書を送付し、買受人はこの通知書により金融機関で納入します。

そこで、請求漏れについては、計量証明書の合計で確認される売却数量と引取報告書に記載された数量の照合によるべきであり、請求人のように、回収数量と売却数量の差異によるとするのは契約と相容れません。

また、資源循環局は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく調査を行って、買受人が搬入した問屋のデータを基に、本市が分別収集した古紙の引取量について過少に報告し、本市に損害を与えたと判断されたとして、買受人の一部を刑事告訴しました。

その数量についてみたところ、引取報告書や計量証明書では確認できない数量となっていました。

刑事告訴に係る買受人については、資源循環局は「刑事事件として事実が確定した後、本市の損害について賠償請求を行う」との陳述があり、また、「警察の捜査と並行して、引き続き調査を行って」いくとのこと。監査委員としては、この件の売却数量については、資源循環局等による引き続きの調査等による事実関係の解明を要望するにとどめます。

2 請求漏れの有無について

契約書等に従った、請求が行われているかを検討するために、計量証明書の合計で確認される売却数量と月締めで合計数量の報告が記載される引取報告書の数量の照合を行いました。

計量証明書の合計と引取報告書の数量の一致状況について、監査時点における、月別、ストックヤード別の結果が、「第5 事実関係の確認」の「2 平成17年度古紙売払契約における引取報告書と計量証明書の合計の一致状況」です。

平成17年度の灰色表示部分について、次のような点が見受けられました。

(1) 計量証明書の全部が見受けられないものの、問屋等のデータで確認していたもの

港南資源回収センター4月分、都筑ヤード4月分

(2) 計量証明書の一部が見受けられないものの、問屋等のデータで確認していたもの

鶴見ヤード3月分の一部、神奈川ヤード5月分の一部、港南ヤード4月分の一部、磯子ヤード7月分の一部、長坂谷ヤード4月分の一部、神明台ヤード7～9月分の一部

(3) 買受人が歩引きしており、精算手続き中のもの

戸塚ヤード5月分(250kgの歩引きが行われている)。

契約約款においては、計量証明書を提出させ引取数量を確定することとなっておりますが、一部の買受人については、計量証明書以外の書類によって数量の確認行為を行っているものなどがありました。

3 経理・契約事務について

上記のとおり請求漏れの有無を監査する中で、次のような点が見受けられました。

契約約款によれば、引取数量の確定は計量証明書の数量によって市と業者とで確認し確定することになっていましたが、実際には計量証明書がなくても、その月の引取報告書によって数量を確定させ、売却金額を決定していました。

また、入札事務についても、計量証明書を受領していない買受人(買受人は送付したと主張している)を引き続き指名し入札を行っていた状況が見受けられました。

そこで、経理・契約事務について職場内での相互チェック等確認の徹底が必要と認められました。

4 結論

資源循環局においては、契約に従った売却手続きを行うべきことは当然のことであり、この限りにおいて請求人の主張には、理由があります。しかし、古紙の売却代金の請求の前提である売却数量の確定に向けて、刑事事件の捜査と並行して資源循環局による調査中である現時点で、資源循環局が請求をしていないことが直ちに

違法又は不当に財産の管理を怠る事実に当たるとまではいえず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

ただし、今後事業を推進していく上で留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

意 見

古紙売却に係る事務処理において、売却数量の確認方法や契約の履行状況について相互チェック等の徹底を図るとともに、事務に携わる担当職員に対して研修を実施する等により、有価物である古紙の適正な取り扱いに努められるよう求めます。

また、刑事告訴した買受人については、刑事事件の捜査と並行して、引き続き売却に係る事実関係を明らかにし、最終的には刑事事件としての立件の成否にかかわらず、損害が認められる場合には賠償請求していくことを強く要望します。

参 考（横浜市職員監査請求書）

資源循環局局長に関する監査請求の要旨

1. 請求の要旨

① どのような財務会計上怠る事実があるか

横浜市資源循環局は、市が平成17年4月から平成18年3月末までに回収した古紙に対し、売却先である古紙回収業者に、約3063万円の請求漏れを行っている。

本件は、この請求漏れを対象行為とするものである。

② 対象行為が違法または不当である理由

横浜市では、平成22年度のごみ排出量を平成13年度に対し30%減らすという目標をたて、市民・事業者と一緒にごみの減量・リサイクルをすすめ、循環型社会の形成をめざす「環境行動都市の創造」に取り組んでいる。

横浜市資源循環局では、平成17年度よりゴミ削減のため市民に対し、10分別15品目に分けて回収することとしている。古紙に関しては、横浜市が回収したものをストックヤードに保管し、リサイクル業者に売却することとなっている。

資源物（古紙）売払契約約款によると、「横浜市の指示により計量した方法で行うものとし、買受人は計量証明書を本市に提出し、この計量結果をもって取引数量とする」とある。

しかし、平成17年度において、市民が分別し、横浜市が回収した古紙の総量は58,641トンであるにもかかわらず、リサイクル業者に売却請求した総量は52,938トンと約5,703トンの請求漏れがある。

これは、市が回収業者に売り払う際に、計量を行わず、業者の自己申告に任せていたことが原因である。また、二業者は、平成17年10月以降、市に提出する決まりになっている計量伝票を提出していない。

即ち同局では、収集量と売り払い量の照合作業を怠っており、ずさんな管理体制と言わざるを得ない。

これらのことから、横浜市資源循環局は、地方公務員法第30条に記されている、公共の利益のために勤務することに違反している。

③ 市がこうむった損害

古紙の落札価格を年間平均の5円37銭で計算すると、請求漏れの5,703トン分は約3,063万円となる。よって横浜市は少なく見積もっても3063万円の損害をこうむったこととなる。

④ どのような措置を求めるか

早急に担当職員が、虚偽の申告をした回収業者に対して、正しい売却価格を提示し、売却益を回収する。もし、回収できなかった場合は、関係担当職員ならびに、各責任者への適切なる処分を求める。

(事実証明書一覧)

2006年6月29日付け朝日新聞記事

2006年6月29日付け神奈川新聞記事

資源物（古紙）売払契約約款

地方公務員法

横浜市資源循環局ホームページより

ごみ量の推移

分別収集品目資源化量・売却平均単価・売却又は委託料

(追加証拠)

I-1 分別収集品目資源化量・売却平均単価・売却又は委託料

I-2 分別収集品目のリサイクルフローについて

I-3 主要古紙価格推移表

II-1 新聞切抜き（2紙分）

II-2 リサイクルできない 紙ごみ

II-3 平成18予算第二特別委員会-02月24日-06号

II-4 新聞切抜き（3紙分）

II-5 横浜市 資源循環局10分別15品目のリサイクルの仕組み